

# 守口市行政経営プラン

魅力と活気にあふれる  
「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現

令和6年2月

守口市

## 目次

1	策定の趣旨	3
2	基本理念	4
3	計画期間	4
4	行政経営の取組	5
1	財政運営の方針	5
	(1) 健全性 — 財政規律の堅持	5
	(2) 弾力性 — 経常収支比率の改善	5
	(3) 安定性 — 安定的で持続可能な財政運営	5
	(4) 持続可能性 — 将来に負担を残さない対応	5
	収支見通し（令和5年度～令和8年度）	6
2	歳入の確保	7
	(1) 市税等収入の確保	7
	(2) 使用料・手数料の見直し	7
	(3) 新たな歳入確保策	7
	(4) 基金の有効活用	7
3	開かれた市政運営	8
	(1) 情報発信の強化	8
	(2) 予算編成過程の公表	8
4	DXの推進	9
	(1) 市民サービスの向上（来庁不要の推進）	9
	(2) 市民サービスの向上（マイナンバーカード活用）	9
	(3) 行政事務の高度化・効率化	9
5	公民連携・自治体間連携	10
	(1) 公民連携の拡大	10
	(2) 自治体間連携の推進	10
6	民間委託の更なる推進	11
	(1) 民間委託の拡大	11
	(2) 新たな民間委託	11
7	その他事務事業の見直し	12
8	公共施設、インフラのマネジメント	13
	(1) マネジメント方針	13
	(2) 施設の見直し	13
	(3) 集約化の検討	13
	(4) 施設の運営手法の見直し	14

(5) 管理手法の見直し.....	14
(6) 施設の更新.....	15
9 人事・組織体制の方針.....	16
(1) 働き方改革の推進.....	16
(2) 少数精鋭組織の構築.....	16
(3) 組織の見直し.....	17
<b>5 魅力と活気にあふれる「いつまでも住み続けたいまちづくり」.....</b>	<b>18</b>
1 未来への投資促進.....	18
(1) 子育て世帯の定住促進.....	18
(2) 子育て環境の整備.....	18
(3) 教育の充実.....	18
(4) 若い世代の市内就労促進.....	18
2 健康寿命の延伸.....	19
(1) 市民総合（特定）健康診査の受診率向上と予防事業の充実.....	19
(2) 市単独の介護保険事業の実施.....	19
(3) 福祉の充実.....	19
3 安全安心のまちづくり.....	20
(1) 防災対策.....	20
(2) 防犯活動の充実と啓発.....	20
(3) 社会情勢の変化への対応.....	20
4 魅力あふれるまちづくり.....	21
(1) 市の魅力創造と発信.....	21
(2) エリアマネジメントの推進.....	21
(3) 公共交通の充実.....	22
(4) 環境に配慮したまちづくり.....	22

## 1 策定の趣旨

これまで、本市では、3次にわたる「もりぐち改革ビジョン」(案)を策定し、徹底した事務事業の見直しを含む積極的な行財政改革に取り組むことにより、強固な行財政運営の基盤を確立してきました。

現行計画である「第3次もりぐち改革ビジョン」(案)(以下「第3次ビジョン」といいます。)に記載している取組項目77項目については、49項目が達成、11項目が達成見込となっており、75%を超える項目で取組の成果を上げることができています。

しかし、人口減少や少子高齢化のさらなる進行により、本市を取り巻く社会経済状況がますます厳しくなることが予想される中、これまで取り組んできた「量的」な見直しや削減のみによる改革の手法では限界があります。

他方、昨今のエネルギー価格や物価の高騰による市民生活、事業者の経済活動への影響は、収束の兆しが見通せず、また、資材価格の高騰をはじめ、市財政への影響も計り知れません。

このような社会情勢の変化に即応できるよう、これまでの改革マインドを継承するとともに、市の保有する様々な経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスの更なる向上を目指すという「行政経営」の視点を踏まえ、より質の高い、効率的・効果的な行政運営を進めるため、第3次ビジョンを引き継ぐ新たな計画として、守口市行政経営プラン(以下「本プラン」といいます。)を策定します。

## 2 基本理念

### 市の経営資源を最大限活用した行政運営による 「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現！

第3次ビジョンにおいては、「強固な行財政運営基盤を堅持し「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現を！」を基本理念として、新たな手法による行財政改革と新たな政策創造を推進してきました。

今後もこれらの改革と創造の取組を継続することを基本としつつ、いわゆる「ヒト・モノ・カネ・情報」という市の保有する様々な経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、新たな政策創造による市民サービスの更なる向上を目指すという行政経営の視点を持つことを基本理念とし、本計画を推進します。

#### 行政経営プランの基本方針

##### ●選択と集中

～施策の優先順位を意識し、限られた経営資源を効果的に活用します～

##### ●様々な手法を活用

～公民連携や自治体間連携、DXの推進など、様々な手法を取り入れます～

##### ●発信力の強化

～取組を実施するだけでなく、積極的にその情報を発信します～

## 3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

## 4 行政経営の取組

### 1 財政運営の方針

今後も引き続き、財政規律を遵守し、健全な財政運営に取り組む。

#### (1) 健全性 — 財政規律の堅持

「歳入の範囲内で歳出を組む」という原則を貫く予算編成を徹底し、実質収支の黒字を堅持する。

【目標】 毎年度の実質収支黒字

#### (2) 弾力性 — 経常収支比率の改善

弾力性のある財政構造の確保に向け、経常収支比率の改善を目指す。

【目標】 経常収支比率 令和8年度末 95%

#### (3) 安定性 — 安定的で持続可能な財政運営

社会経済情勢の変化による収支減や災害等の不測の事態に対応できる一般財源を確保しておく観点から、今後も財政調整基金に一定額を積み立てておく。

【目標】 財政調整基金 50億円を維持

#### (4) 持続可能性 — 将来に負担を残さない対応

将来世代に負担を残さないよう、市債の借り換え時期における減債基金を活用した繰上償還等により、起債残高及び公債費をコントロールし、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する指標について、早期健全化基準（※）を大きく下回ることを目指す。

（※）早期健全化基準： 実質公債費比率 25% 将来負担比率 350%

## 収支見通し（令和5年度～令和8年度）

（単位：百万円）

区分		R4	R5決算見込み	R6	R7	R8
歳入	市 税	22,113	22,724	22,578	22,631	22,687
	地 方 譲 与 税 等	4,428	4,540	4,541	4,541	4,541
	地 方 交 付 税	9,463	9,647	9,400	9,094	8,932
	分 担 金 及 び 負 担 金	912	1,012	941	914	889
	使 用 料 及 び 手 数 料	750	750	749	748	747
	国 ・ 府 支 出 金	28,590	26,157	24,379	24,620	24,381
	市 債	3,591	4,475	3,732	8,702	12,289
	財 産 収 入	1,371	353	821	223	100
	そ の 他	4,009	2,060	5,518	5,926	4,897
	歳入合計	75,227	71,718	72,659	77,399	79,463
歳出	人 件 費	5,917	5,963	5,879	5,685	5,844
	扶 助 費	14,770	14,977	14,878	14,788	14,720
	公 債 費	7,173	4,742	6,355	4,490	4,824
	物 件 費	10,724	8,845	8,126	8,744	8,466
	補 助 費 等	24,458	23,978	20,991	21,520	21,953
	繰 出 金	2,211	3,632	5,190	5,316	5,442
	建 設 事 業 費	4,779	5,897	7,662	13,790	17,001
	積 立 金	2,270	520	1,287	1,674	165
	そ の 他	515	1,642	381	389	382
	歳出合計	72,817	70,196	70,749	76,396	78,797

実質収支	2,290	1,522	1,910	1,003	666
------	-------	-------	-------	-------	-----

※参考

財政調整基金（年度末残高）	5,148	6,031	5,811	5,076	5,104
減債基金（年度末残高）	822	1,924	462	847	647
市債年度末残高	55,652	56,317	54,561	60,449	69,645

※歳入の地方譲与税等は、地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・法人事業税交付金・自動車取得税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金

※歳入のその他は、寄附金・繰入金・繰越金・諸収入

※歳出のその他は、維持補修費・投資及び出資金・貸付金

## 2 歳入の確保

強固な行財政運営基盤の堅持と、市民サービスにおける「受益と負担」の公平性の観点から、歳入確保に取り組む。

### (1) 市税等収入の確保

- 市税の徴収率向上の取組を更に徹底強化し、徴収率を大阪府内平均水準（参考：令和4年度実績 98.7%）まで向上させる。
- 国民健康保険料は、毎年大阪府が市町村ごとに示す標準収納率（参考：令和4年度は 92.24%）を堅持するとともに、後期高齢者医療保険料についても、更なる収納率向上を図る。
- 新たに単独での徴収を開始する介護保険料について、従前以上（参考：くすのき広域連合 令和4年度実績：99.09%）に収納率の向上を図る。

### (2) 使用料・手数料の見直し

- 利用料・手数料について、受益者負担の考え方を原則とし、物価上昇など社会経済情勢を踏まえた見直しや、新たな有料化を検討する。

（検討例）

- ・ コミュニティセンター（体育室空調）
- ・ 学校体育施設目的外使用（屋内運動場空調）
- ・ その他全施設（物価高対応）

### (3) 新たな歳入確保策

- 地域産業の活性化・市の PR にも繋がる、ふるさと納税の増額に向けた取組（返礼品提供事業者の開拓等）を継続し、ふるさと納税額を増加させる。
- 大きな財源を要する新たな施策を実施する際には、ふるさと納税・企業版ふるさと納税・クラウドファンディング・ネーミングライツなど、様々な歳入確保策を検討する。

### (4) 基金の有効活用

- 基金に属する現金について、安全性、確実性、流動性を考慮しつつ、有価証券による運用を行い、より有利な利息収入の確保を図る。
- 人材育成や福祉など、特定目的を定めて設置している基金について、市民サービス向上に向け、それぞれの目的内での活用を積極的に検討する。



### 3 開かれた市政運営

より多くの、特に若い世代の方々に市政に対して関心を持ち、参画していただけるよう、市が進めている施策や今後の行政課題などに関する情報発信を強化する。

#### (1) 情報発信の強化

- 広報誌のみならず、ホームページや SNS、報道機関などあらゆるメディアを通じて積極的に市政情報、市の魅力情報を発信する体制を構築する。

#### (2) 予算編成過程の公表

- 透明性の高い市政運営を推進するため、予算編成過程を公表する。

## 4 DXの推進

市民サービスや利便性の向上、市役所業務の効率化に向け、デジタル・トランスフォーメーションの更なる推進に取り組む。

### (1) 市民サービスの向上（来庁不要の推進）

- オンライン申請の拡充
  - ・ 市民や事業者の利用率の高い行政手続を令和8年度までに100%オンライン申請可能とする。（令和5年8月：92手続 → 令和9年3月：466手続）
  - ・ 誰もが手軽に使いやすいLINEによる申請を導入する。
- オンライン相談の導入
  - ・ 子育て相談など電話や対面で行っている相談について、オンライン相談を導入する。
- オンライン決済の充実
  - ・ 公金収納のデジタル化について、国の動向を見据え、全ての公金納付において対応できるよう検討する。
  - ・ 公共施設予約システムにおいてオンライン決済を導入する。

### (2) 市民サービスの向上（マイナンバーカード活用）

- マイナンバーカードの利活用促進のため、コンビニでの証明書交付手数料を100円減額する。
- マイナンバーカードの読取による本人確認・申請書作成を実現するなど、「書かない窓口」を導入する。
- マイナンバーカードを活用した市独自の市民サービス向上施策を検討する。

### (3) 行政事務の高度化・効率化

- 電子決裁の導入
  - ・ 電子決裁率を原則100%とするとともに、会議資料の電子化などペーパーレス化を徹底し、印刷枚数を20%削減する。
- 新たな行政システム化の推進
  - ・ 紙の管理等、システム化が行われていない業務について、積極的にデジタル化を進める（電子契約書の導入等）。
- AI、RPAのさらなる活用推進
  - ・ AI-OCR及びRPAを活用し、定型的な業務を自動化することで事務の効率化を図る。

- タブレット PC やインターネット環境の充実など、セキュリティ対策を講じた上で、各職員が効率的に働くことができる環境を整備する。
- 介護保険認定審査会など、オンラインによる会議の開催を推進する。

## 5 公民連携・自治体間連携

企業や大学の社会貢献ニーズとの連携や自治体間の連携により、様々な市の行政課題の解決に取り組む。

### (1) 公民連携の拡大

- 公民連携デスクの更なる活用
  - ・「守口市公民連携デスク」の活動を引き続き充実し、市と企業等との対話を通じたマッチングによる新たな施策を実現する。
- 公民連携による住宅セーフティネットの充実
  - ・市内の居住支援法人と連携し、住宅確保要配慮者に対して安定した居住の確保を支援する「守口市居住支援協議会」を設置し、令和6年度から稼働する。
- 教育における連携
  - ・大学や民間企業との連携による出前授業を実施するなど、小中学校における教育活動の充実・支援に取り組む。

### (2) 自治体間連携の推進

- 消防・救急体制の強化に向け、近隣自治体と連携し、更なる消防の広域化を検討する。
- 水道広域化に向けた大阪市との庭窪浄水場の共同運用（令和6年度～）を円滑に進める。
- 下水道事業における広域連携の可能性を引き続き調査する。

## 6 民間委託の更なる推進

「民間でできることは民間で」の考え方の下、民間事業者のノウハウを活用した効果的かつ効率的な行財政運営に取り組む。

### (1) 民間委託の拡大

- 新たな窓口業務委託について検討を進める。
  - ・ 認定こども園等関係事務
  - ・ 市民保健センター内部事務及び窓口等業務
  - ・ 秘書等業務
- 既に委託している以下の業務について、委託内容の拡大を検討する。
  - ・ 総合窓口業務（委託項目の拡大）
  - ・ 工事監理業務委託（適用する工事を拡大）
  - ・ 下水終末処理場等管理（施設修繕等）
  - ・ 浄水場施設等運転管理他業務（水質検査等）

### (2) 新たな民間委託

- 民間のノウハウを活用したサービス向上の観点と費用対効果の検証も行って、新たな民間委託に取り組む。
  - ・ 工事等における検査補助業務
  - ・ 業務効率化のための ICT 関係サポート業務
  - ・ 路上喫煙防止啓発業務
  - ・ 学校及び認定こども園の給食関係業務

## 7 その他事務事業の見直し

- 密集市街地の解消に向けた取組
  - ・密集市街地対策事業のうち、避難経路や緊急車両の通行確保のための道路拡幅については、事業の継続性の観点から引き続き実施する。一方、老朽木造住宅の除却助成については、建物の自然更新によって、避難確率の目標値の達成が見込まれることから、令和7年度をもって終了とする。
- 簡易消火栓の見直し
  - ・地域による初期消火活動のため設置している簡易消火栓について、消防団の小型ポンプ積載車が配備されていることから、周辺の状況と地域における管理状況を踏まえた上で、不要となる簡易消火栓を順次撤去する。
- コミュニティバス「愛のみのり号」
  - ・AI オンデマンドバス等、新たなモビリティの活用検討を前提として、コミュニティバス「愛のみのり号」については、利用の現状を踏まえ、現在の委託期間の終期である令和6年度末をもって廃止する。
- 生活保護業務の見直し
  - ・生活保護業務の適正化と効率的な業務実施に向けたケースワーク業務の手法見直しを継続する。
- 広報誌配付手法の見直し
  - ・広報誌を全世帯に対して確実に届けられるよう、広報誌の配付手法の見直しを行う。

## 8 公共施設、インフラのマネジメント

人口減少・少子高齢化の進行や、公共施設の一斉老朽化、更新コスト増による財政への影響を鑑み、施設の総量縮減にも取り組む。

### (1) マネジメント方針

- 未利用地の売払い等
  - ・行政目的を終了した公共施設閉鎖後の未利用市有地については、市としての将来利用の可能性、方向性を全庁的に議論し速やかに決定するとともに、活用の見込みがない場合は、将来世代のための市民サービス・施設整備の財源とするため、売却（基金に積立て）又は長期貸付を行うことを基本方針とする。
- 公民連携手法の活用
  - ・PPP/PFI 優先検討規程を制定し、新たな公共施設整備等に当たっては、PPP/PFI 等の手法の活用を推進する。

### (2) 施設の見直し

- 児童センター
  - ・本施設が持つ機能と地域において必要となる子育て支援機能を踏まえ、施設の廃止も含めて、あり方を検討する。
- 障がい者・高齢者交流会館
  - ・本施設が担う会館機能について、代替手段を検討した上で、老朽化が進む現施設については、廃止も含めて、あり方を検討する。

### (3) 集約化の検討

- 市営住宅
  - ・廃止を決定している耐震性のない市営住宅の住替促進事業の早期完了に向け、取組を推進する。
  - ・老朽化が進む市営住宅について、新規入居者募集の停止を継続し、施設の集約手法の検討を進める。
- 都市公園
  - ・特色ある公園整備を計画的に推進するため、「選択と集中」の観点から、小規模公園を中心に、利用度の低い老朽化した都市公園等の集約、再編を図る。

#### (4) 施設の運営手法の見直し

- わかくさ・わかすぎ園
  - ・児童発達支援センターとして果たすべき機能と役割を担っていくため、市の責任の下で民間活力を導入する指定管理者制度による運営とする。
- 公立認定こども園
  - ・外島認定こども園の民間移管(令和7年4月～)を着実に進めるとともに、引き続き、今後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受け皿確保の状況や市職員(保育士)の退職状況等を踏まえ、順次、民間移管を進める。
- 旧中西家住宅
  - ・現在の施設の運用状況を踏まえ、管理運営手法の見直しを検討する。
- コミュニティセンター
  - ・8施設を3エリアに分け、指定管理者3者による管理を行っているが、より効率的な運営となるよう、次期指定管理者の指定に向け、選定手法を検討する。

#### (5) 管理手法の見直し

- インフラ施設の包括管理業務委託
  - ・インフラ施設に係る維持管理業務について、施設種別ごとに包括的に委託を行う包括管理業務委託に移行する。
    - ・公園
    - ・道路
    - ・下水道
- 市所有の集会所
  - ・市が施設を所有する集会所について、利活用促進等の観点から、それぞれの経緯を踏まえた上で、建物を地域に譲渡し、管理と所有の一元化に向け協議を進める。

## (6) 施設の更新

- 教育環境の充実に向けた学校施設の整備
  - ・守口市立学校施設整備計画や学校規模等適正化基本方針（改訂版）に基づき、老朽化に加え、児童数の増加により教室不足が見込まれる守口小学校の建替えを着実に推進するとともに、老朽化した八雲小学校と下島小学校を統合し、八雲中学校も合わせた義務教育学校の整備を推進する。
  - ・児童数や学級数の増加により、教室不足など教育環境に支障が出ることが見込まれる際には、学校選択区域の導入等を検討し、それでも対応が難しい場合は、速やかに校舎の増築に着手する。
- 下島地域における整備推進
  - ・国による下島地域における淀川スーパー堤防の整備と併せ、八雲中学校区における義務教育学校の整備と下島公園の代替となる公園の整備に取り組む。
- 下水道施設
  - ・老朽化が進む下水道施設の計画的な更新のため、下水処理場のあり方及び八雲ポンプ場の更新方針等について具体的な検討を進める。
- 新体育館
  - ・守口市にぎわい交流施設整備基本計画に基づき、大枝公園に隣接する旧寺方小学校跡地において、DBO方式により、新たな体育館を整備する。



## 9 人事・組織体制の方針

職員が、ワーク・ライフ・バランスを大切にし、健康に日々の職務を遂行できるとともに、風通しが良く組織力の高い少数精鋭組織の構築に取り組む。

### (1) 働き方改革の推進

- 仕事と生活の調和を実現
  - ・働き方改革を更に推進し、男女ともに育児・介護でキャリアが途切れないような人事異動や昇任、職場環境づくりを行う。
  - ・仕事と子育ての両立を図るため、男性職員の育児休暇取得等の利用を促進する。
  - ・タスク管理や業務の共有による時間外勤務の縮減、計画的な年次有給休暇の取得促進による職員の健康の保持増進を図る。
- 窓口開設時間の見直し
  - ・コンビニ交付手数料の減額等、マイナンバーカードの普及状況も踏まえた利活用促進による市民サービスの向上と併せ、窓口開設時間の見直しを行う。(総合窓口課の金曜夜間・日曜開庁を縮小)
  - ・来庁予約制の導入や主に事業者向けの窓口を対象とした窓口時間の短縮を検討する。

### (2) 少数精鋭組織の構築

- 戦略的な人材育成
  - ・新たに改定する人材育成基本方針に基づき、少数精鋭にふさわしい人材育成を行う。
  - ・職務、職責のあり方を見直し、管理職の責任とマネジメント力強化を促す。
  - ・事務職員についても、専門性を高める配置を実施する。
- 効果的・効率的な採用
  - ・専門的な資格・知識を有し、即戦力となる人材を採用するキャリア採用を実施する。
  - ・専門知識を有する任期付職員（技術職、福祉職等）を活用する。
  - ・公立認定こども園の民間移管方針を継続し、新たな保育士採用は行わない。また、民間移管状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制する。

- 定員管理計画の策定
  - ・今後の事務事業の見直し（民間委託等）などを見据える一方、専門性のある職員の採用も図りつつ、限りある人員・人材（人的資源）の新たな行政需要への対応等、必要な部門に重点配置できるよう定員管理計画を策定する。
  - ・公務の能率的な運営を確保するため、任期付職員を含む正規職員で、効率的で質の高い行政運営を実施することとし、会計年度任用職員の任用はできる限り抑制する。

### （３）組織の見直し

- 市民に分かりやすく、時代に即応した効率的な組織体制を構築する。
  - ・京阪守口市駅周辺エリアをはじめ、公民連携による総合的なまちづくりを推進するため、新たな組織を設置する。
  - ・国民健康保険及び後期高齢者医療と介護保険が連携し、保健事業や介護予防事業を実施できるよう、それぞれの組織を健康福祉部に一元化する。
  - ・全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援機能の強化を目的として、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を設置する。

## 5 魅力と活気にあふれる「いつまでも住み続けたいまちづくり」

### 1 未来への投資促進

子育て世帯の定住促進を図り、活気あふれるまちづくりを実現していくため、未来への投資促進に取り組む。

#### (1) 子育て世帯の定住促進

- 幼児教育・保育の無償化に続く子育て世帯の経済的負担軽減策として、小学校給食費を恒久的に無償化する。(令和5年2学期から実施)
- 全員喫食方式の中学校給食の実施と給食費無償化に向け、取組を進める。
- 塾・習い事への助成など、子育て世帯の守口市への定住を促進できる更なる支援施策を検討する。

#### (2) 子育て環境の整備

- 全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援機能の強化を図るため、令和6年度中に児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を設置する。
- 民設民営の児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施の促進及び運営に関する補助金制度を創設する。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題に対し総合的な支援を行う体制を整えるため、ひとり親の方への支援に特化した窓口等の設置を行う。

#### (3) 教育の充実

- 児童生徒の学力向上
  - ・学習用タブレット端末の活用による授業改善や民間活力による学習会等の実施により、子ども達が自ら学ぶ力を定着させることで、1人ひとりの着実な学力向上を図る。  
具体的には、学力下位層の割合を直近3カ年の全国平均まで縮小させることを当面の目標として設定する。
- 不登校対策
  - ・大幅に増加している不登校の児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の専門家による支援とともに、ICT活用や外部機関との連携等による多様な学びを確保する。

#### (4) 若い世代の市内就労促進

- 若い世代の定住促進と中小企業の人材不足解消のため、奨学金の返還支援制度について実施を検討する。

## 2 健康寿命の延伸

高齢者が生きがいを持って、いつまでも健康で元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸に向け取り組む。

### (1) 市民総合（特定）健康診査の受診率向上と予防事業の充実

- 個別健診の導入
  - ・市民総合（特定）健康診査の受診率向上に向けた受診機会の拡大を図るため、現在の市民保健センターにおける集団健診方式に加え、医療機関での個別健診方式を導入する。
- 予防事業の充実
  - ・市民総合（特定）健康診査の結果による生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けた取組を進める。
  - ・健診データを効果的に活用し、リスクの高い方に対してアウトリーチによる適切な支援を行う高齢者保健事業と医療・介護予防の一体的実施事業に取り組む。

### (2) 市単独の介護保険事業の実施

- くすのき広域連合の解散を受け、令和6年4月から市単独での介護保険事業の実施に向け、円滑な移行ができるよう体制を構築する。
- 高齢者が自ら元気に生きがいを持って過ごすことができるよう、介護予防を充実する。
  - ・通いの場での講座の開催など、通いの場の更なる充実と拡大
  - ・DXを活用した介護予防ケアマネジメントの推進
  - ・フレイル予防のための短期集中型サービス（通所型サービスC）の利用を積極的に勧奨
- 介護保険事業について、介護認定及び給付の適正化に取り組む。

### (3) 福祉の充実

- 包括的相談支援体制の構築
  - ・相談内容が多様化、複雑化する中で、社会福祉協議会を始めとする関係機関等との連携協力のもとで、包括的に相談支援を行うことができる体制を構築する。
- 成年後見制度の利用促進
  - ・認知症患者等の権利擁護に向け、司法関係者を含めた地域連携ネットワークを構築し、中核を担う機関を設置することにより、成年後見制度の利用を促進する。
- 移動支援の充実
  - ・福祉施策として、福祉タクシーの利用補助を拡充する等、外出が困難な方への支援を充実する。

### 3 安全安心のまちづくり

災害への備えをはじめとして、様々な脅威から市民の生命と財産を守るため、安全安心のまちづくりに取り組む。

#### (1) 防災対策

- 消防団の体制の充実
  - ・地元の状況をよく知る消防団員による活動や被災者支援はもとより、予防的防災活動の充実を図るため、市全域への分団設置を促進する。
- 地域防災センターの設置
  - ・救援物資の地域における中継基地機能や備蓄倉庫機能を有する「地域防災センター」について、よつば未来公園内に整備した東部地域防災センターに続き、南部地域防災センターを整備する。

#### (2) 防犯活動の充実と啓発

- 防犯活動の充実に向けた市民への周知・支援
  - ・市民の防犯意識の向上とその防犯活動の充実を図るため、防犯委員への積極的な参画や青色防犯パトロール隊の活動促進に向けた周知、支援を行う。
- 警察との連携による防犯に関する取組の啓発・発信
  - ・守口警察署と連携し、防犯教室や広報誌、SNS等を通じて、新たに1100台に更新・増台した防犯カメラを始めとする市の防犯に関する取組やその効果を発信することで、体感治安の向上を図る。

#### (3) 社会情勢の変化への対応

- 市民生活・事業者活動支援
  - ・近年の物価高への対策など、市民生活・事業者活動への適切な支援を行う。

#### 4 魅力あふれるまちづくり

若い世代を始め、市内外の多くの方が守口市の魅力を感じられるまちづくりに取り組む。

##### (1) 市の魅力創造と発信

- 新たな魅力の積極的な発信
  - ・市の認知度向上、魅力向上のため、市内外の人に守口市の魅力として認知される“守口ブランド”を創造・発見し、ホームページ、SNS やイベント等あらゆる機会を通じ、積極的かつ効果的に発信する。
- 万博を契機とした魅力発信
  - ・2025 年の大阪・関西万博を契機として、万博会場への出展等により、守口市の魅力を全国・全世界に向け、発信する。

##### (2) エリアマネジメントの推進

- 京阪電鉄守口市駅周辺の賑わい創出
  - ・守口市駅北側エリアリノベーション戦略に基づくウォークブルの推進等、市民や民間企業等との連携によるエリア価値の向上に取り組む。
  - ・守口市駅南側周辺地域のまちづくりについて、新たなホール整備も含め、周辺地権者との協議も行い、社会経済情勢を踏まえた最適なあり方を検討する。
- 都市計画道路豊秀松月線の拡幅整備
  - ・景観や防災面に配慮した賑わいとゆとりある歩行空間の創出を目指し、歩道拡幅や電線類の地中化による無電柱化、自転車通行空間や植樹帯の整備を進めるとともに、「歩行者利便増進道路制度」の活用も念頭に、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間を構築する。
- 歴史文化資源としての文禄堤の活用
  - ・京都と大阪を結ぶ「京街道」の史跡である文禄堤について、公民連携による旧徳永家住宅の活用を進めるとともに、守口市駅北側のエリアリノベーションと併せ、文禄堤のさらなる活性化に取り組む。

### (3) 公共交通の充実

- 大阪モノレール南伸に伴う中間駅設置促進
  - ・大阪モノレール南伸事業に伴う門真市駅と（仮称）門真南駅との間の新駅の設置については、令和 11 年度の開業を目指し、門真市をはじめ、大阪府及び大阪モノレール株式会社とも緊密に連携し、その実現に取り組む。
- 新たなモビリティの活用検討
  - ・AI オンデマンドバスなど、新たなモビリティ導入の可能性について、引き続き検討する。

### (4) 環境に配慮したまちづくり

- 脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮したまちづくりに積極的に取り組む。
  - ・公民連携による電気自動車の普及促進
  - ・森林環境譲与税を活用した国産木材利用
  - ・製品プラスチックごみの分別収集の開始（令和 10 年度～）